

2005年度
中央大学学術講演会

裁判員制度、もしあなたが指名されたら？

講師：中央大学商学部

教授 北村 敬子

開催日時：2005年6月18日（土）午後3時

会場：中野サンプラザ15階アクアルーム

主催：中央大学

共催：中央大学学員会 中野支部

後援：中野区

アカニシビル
文能 大学院国際会計研究科

裁判員制度

もしあなたが指名されたら？

中央大学商学部教授

北村敬子

I 裁判員制度の導入

(1) 平成13年6月12日

司法制度改革審議会報告書「21世紀の日本を支える司法制度」

司法制度改革の3つの柱

- ① 国民の期待に応える司法制度
- ② 司法制度を支える法曹の在り方
- ③ 国民的基盤の確立（国民の司法参加）

- ・ 刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入

国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度

↓

裁判員制度・・・国民の義務

- ・ 国民的基盤の確立のための条件整備

わかりやすい司法の実現、司法教育の充実、司法に関する情報の公開

(2) 平成16年5月28日

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）公布

平成21年5月28日までに実施

II 裁判員制度の対象となる事件

- ① 殺人
- ② 強盗致死傷
- ③ 傷害致死
- ④ 危険運転致死

- ⑤ 現住建造物等放火
- ⑥ 身代金目的誘拐
- ⑦ 保護責任者遺棄致死

ただし、上記に該当する事件であっても、裁判員やその親族等に危害が加えられるおそれがあるような事件については、対象事件から除外されうる。

Ⅲ 裁判員の参加する合議体の構成

- (1) 原則・・・裁判官3人 + 裁判員6人
- (2) ただし、以下の条件をすべて満たす場合は、裁判官1人 + 裁判員4人
 - ① 公判前に公訴事実を争いがないこと
 - ② 当事者に異議がないこと
 - ③ 裁判所が適当と認めること

Ⅳ 裁判員の仕事の内容

- (1) 公判（法廷）に立ち会う
- (2) 評議、評決
- (3) 判決宣告

裁判員の義務	裁判員の権限
・ 公判期日への出頭義務	・ 審理における質問
・ 公正な職務の遂行	・ 有罪か無罪か、有罪の場合の 刑罰の決定
・ 守秘義務	・ 旅費、日当などの受給

Ⅴ 裁判員の選任手続

- (1) 裁判員候補者名簿の作成
- (2) 事件毎に裁判員候補者を選任
- (3) 裁判所で、候補者から裁判員を選ぶための手続き
- (4) 裁判員の選任

VI 裁判員の資格

衆議院議員の選挙権を有するもの（20歳以上）

ただし、以下に該当する人は裁判員になることができない。

- ① 欠格事由
- ② 就職禁止事由
- ③ 事件に関連する不適格事由
- ④ その他の不適格事由

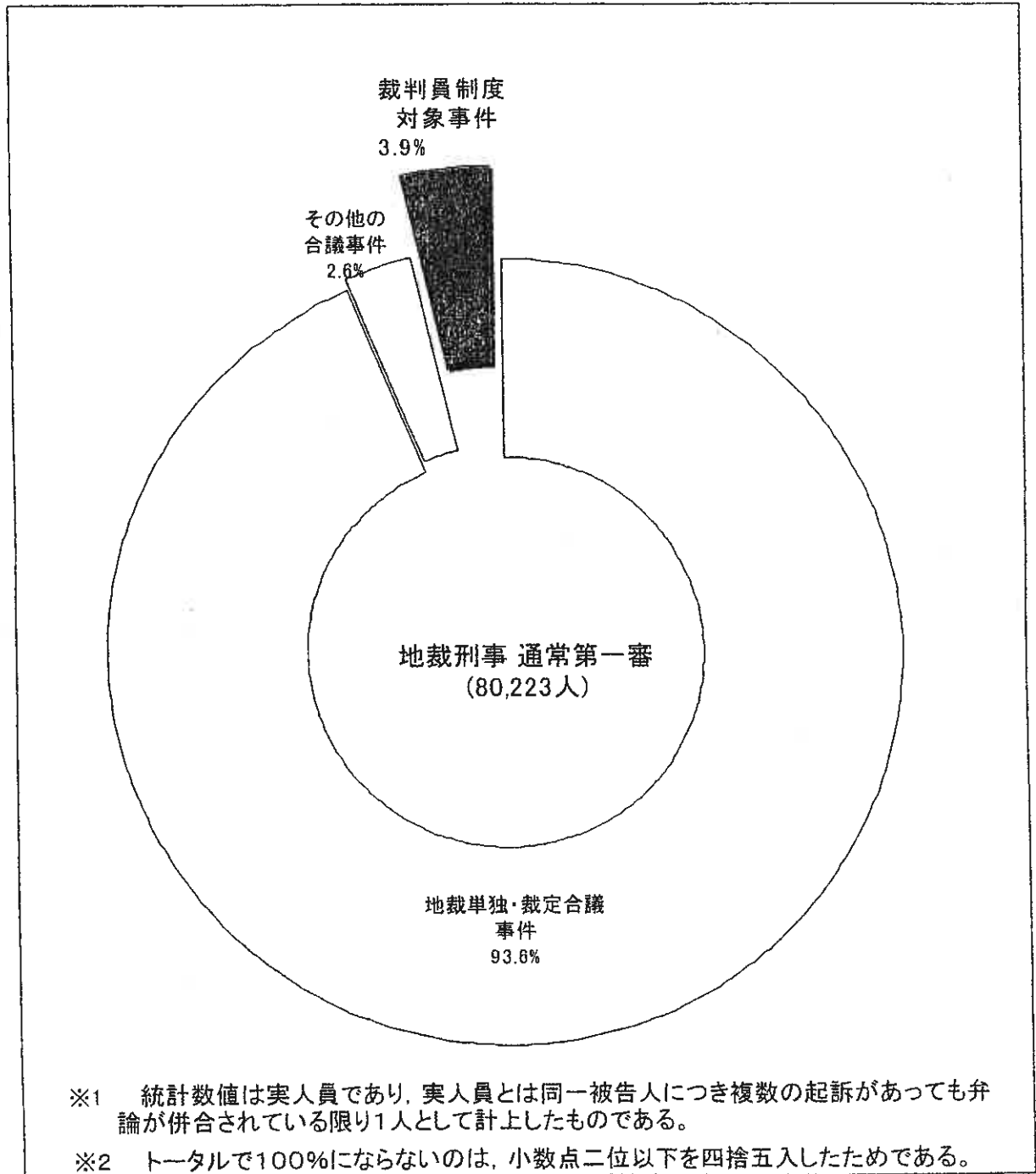
辞退事由もある。

VII おわりに

(資料 I) 最高裁判所資料より

裁判員制度の対象となる事件の数(平成15年)

①地裁刑事通常第一審における終局人員	80,223人
②うち法定合議事件の終局人員	5,166人
③うち裁判員制度対象事件の終局人員	3,089人



裁判員制度の対象となる事件の事件数、現在の審理期間及び開廷回数(平成15年)

裁判員制度対象事件の自白・否認別終局人員数、平均審理期間、平均開廷回数(平成15年) - 地

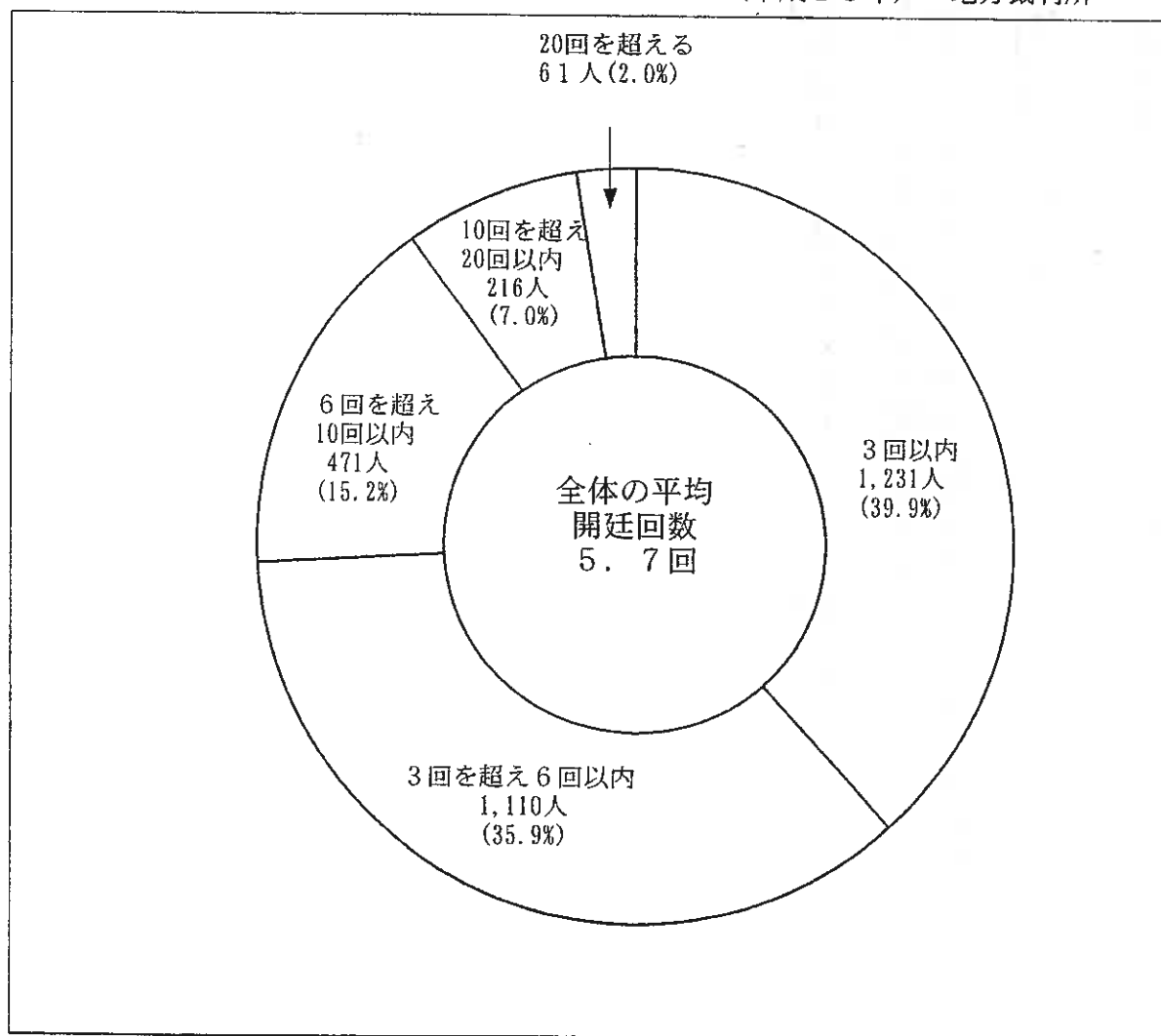
	終局人員数	平均審理期間	平均開廷回数
終局人員全体	3,089人	8.0月	5.7回
自白	1,988人	6.2月	4.1回
否認	1,003人	12.4月	8.9回

※ 終局人員の総数が自白事件と否認事件の終局人員の合計と一致しないのは、罪状認否に入る前に移送等で終局した事件があるためである。

※ 本統計は裁判員制度が導入されていない、現在の審理方法によるものである。より迅速で参加しやすい裁判が実現するよう、審理の方法を改めることを検討している。

開廷回数別終局人員

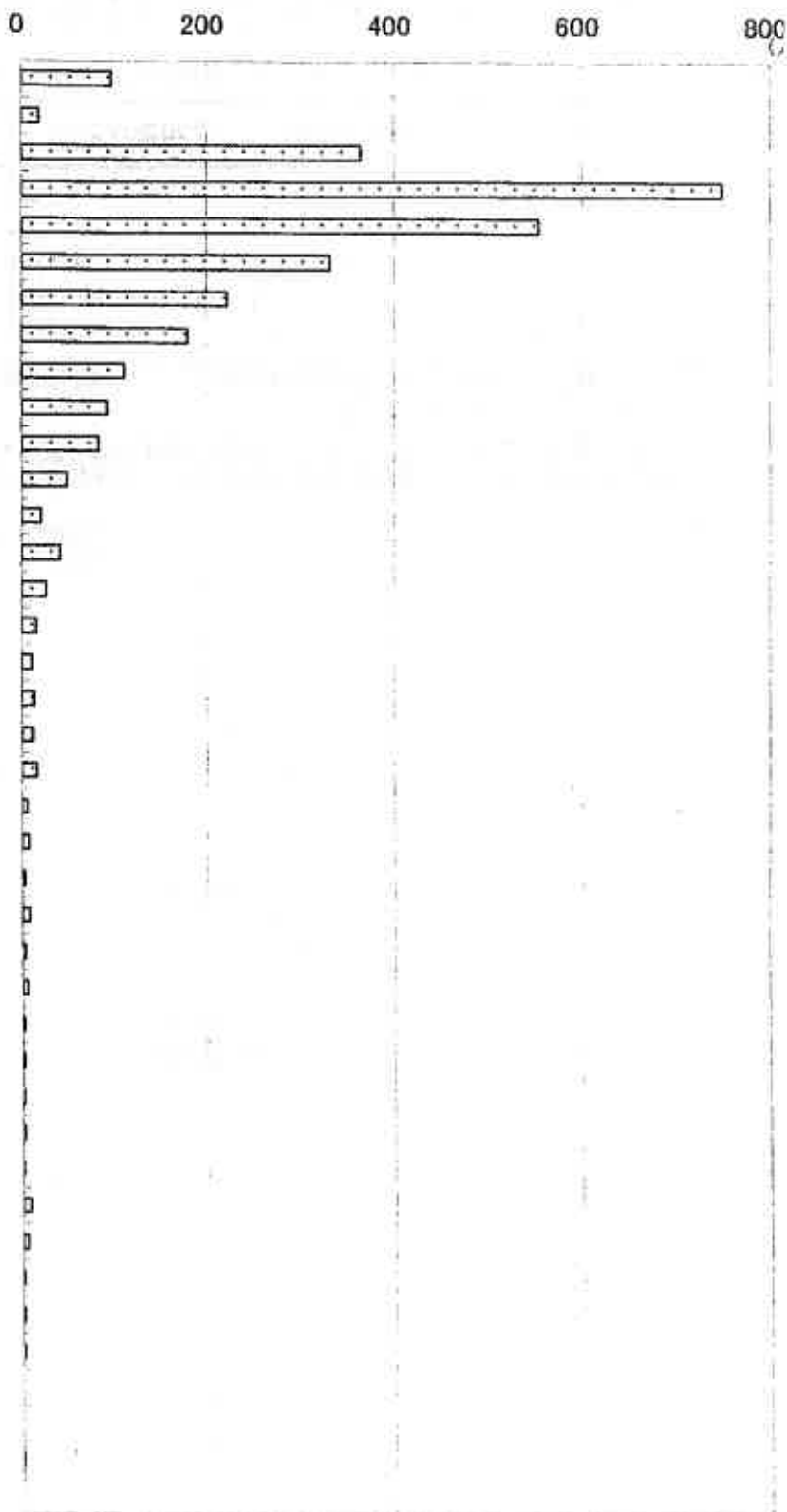
(平成15年) - 地方裁判所



統計数値は実人員であり、実人員とは同一被告人につき複数の起訴があっても弁論が併合されている限り1人として計上したものである。

平成15年裁判員制度対象事件の開廷回数別終局事件数（人数）

開廷回数	事件数 (人)	累積割合
0回	98	3.2%
1回	19	3.8%
2回	365	15.6%
3回	749	39.9%
4回	556	57.9%
5回	332	68.6%
6回	222	75.8%
7回	181	81.6%
8回	112	85.3%
9回	94	88.3%
10回	84	91.0%
11回	50	92.7%
12回	21	93.3%
13回	42	94.7%
14回	27	95.6%
15回	16	96.1%
16回	12	96.5%
17回	14	96.9%
18回	12	97.3%
19回	16	97.8%
20回	6	98.0%
21回	8	98.3%
22回	3	98.4%
23回	9	98.7%
24回	4	98.8%
25回	6	99.0%
26回	2	99.1%
27回	2	99.1%
28回	2	99.2%
29回	3	99.3%
30回	1	99.3%
31～40回	9	99.6%
41～50回	6	99.8%
51～60回	1	99.8%
61～70回	2	99.9%
71～80回	2	100.0%
81～90回	-	100.0%
91～100回	-	100.0%
101回以上	1	100.0%
総数	3,089	



注) 実人員である。

平成15年裁判員制度対象事件の地方裁判所管内別終局事件数（人数）

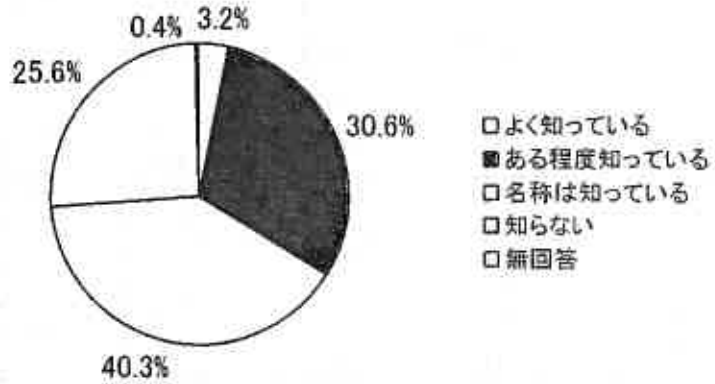
		裁判員制度 対象事件数 (A)	裁判員 (B)	候補者 (1事件50 人と仮定) (C)	候補者の 割合 (C/D)	選挙人名簿登録者数 (平成15年11月9日現在) (D)
札幌	幌	63	378	3,150	0.11%	2,749,082
函館	館	13	78	650	0.15%	427,967
旭川	川	20	120	1,000	0.16%	638,567
釧路	路	12	72	600	0.07%	812,703
仙台	台	37	222	1,850	0.10%	1,881,858
福島	島	51	306	2,550	0.15%	1,672,011
山形	形	37	222	1,850	0.19%	987,673
盛岡	岡	23	138	1,150	0.10%	1,132,947
秋田	田	8	48	400	0.04%	965,189
青森	森	23	138	1,150	0.10%	1,193,437
東京都	京	375	2,250	18,750	0.19%	10,074,352
東京都	浜	184	1,104	9,200	0.13%	6,977,974
さいたま市	ま	127	762	6,350	0.11%	5,601,849
千葉県	葉	163	978	8,150	0.17%	4,851,478
東京都	戸	65	390	3,250	0.14%	2,384,675
東京都	宮	63	378	3,150	0.20%	1,599,768
東京都	橋	60	360	3,000	0.19%	1,617,688
静岡県	岡	80	480	4,000	0.13%	3,025,514
甲府県	府	25	150	1,250	0.18%	703,075
長野県	野	41	246	2,050	0.12%	1,767,117
新潟県	潟	44	264	2,200	0.11%	1,982,925
名古屋	古	154	924	7,700	0.14%	5,581,326
名古屋	津	53	318	2,650	0.18%	1,484,938
岐阜県	阜	52	312	2,600	0.15%	1,681,203
福井県	井	20	120	1,000	0.15%	654,638
富山県	沢	14	84	700	0.07%	943,205
富山県	山	14	84	700	0.08%	910,429
大阪府	阪	346	2,076	17,300	0.25%	6,999,871
東京都	都	55	330	2,750	0.13%	2,087,708
神奈川県	戸	114	684	5,700	0.13%	4,461,223
奈良県	良	21	126	1,050	0.09%	1,155,418
大分県	津	46	276	2,300	0.22%	1,057,857
和歌山県	山	35	210	1,750	0.20%	865,681
広島県	島	61	366	3,050	0.13%	2,303,433
山口県	口	38	228	1,900	0.15%	1,232,887
岡山県	山	50	300	2,500	0.16%	1,568,527
鳥取県	取	17	102	850	0.17%	491,495
松江	江	13	78	650	0.11%	608,014
高松市	松	30	180	1,500	0.18%	832,373
高松市	島	26	156	1,300	0.19%	668,680
高松市	知	12	72	600	0.09%	660,631
高松市	山	25	150	1,250	0.10%	1,211,297
福岡県	岡	151	906	7,550	0.19%	4,006,674
佐賀県	賀	20	120	1,000	0.15%	688,342
長崎県	崎	37	222	1,850	0.15%	1,199,631
大分県	分	23	138	1,150	0.12%	990,386
熊本県	本	42	252	2,100	0.14%	1,485,451
鹿児島県	島	27	162	1,350	0.10%	1,414,056
宮崎県	崎	45	270	2,250	0.24%	935,920
那覇市	覇	34	204	1,700	0.17%	1,003,801
合計		3,089	18,534	154,450	0.14%	102,232,944
(参考)						
刑事訴訟事件全体		80,223				

注) 実人員である。

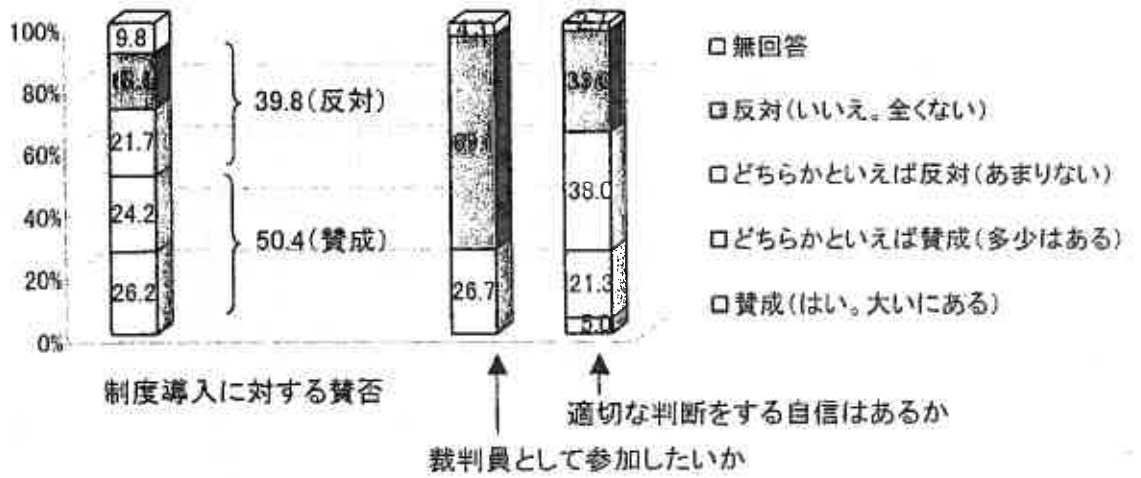
国民の裁判員制度に対する意識

(H16. 5. 27付け読売新聞より)

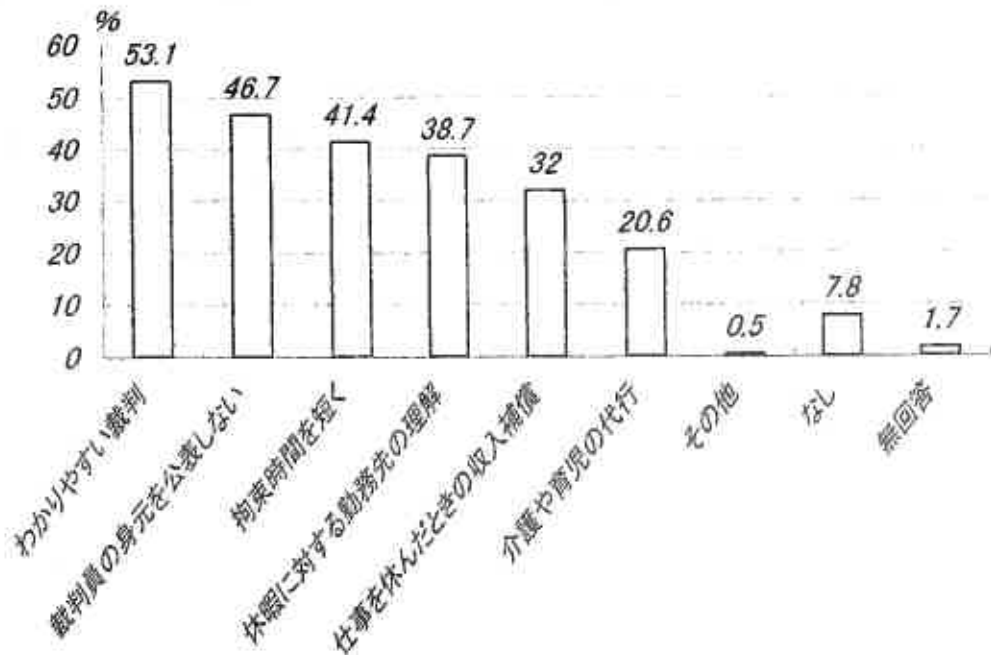
裁判員制度について



裁判員制度に対する意識



裁判員として裁判に参加するための条件





裁判員制度 がはじまります!



最高裁判所 法務省 日本弁護士連合会

裁判員制度が ばじまじります!

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が、平成16年5月28日に公布されました。
国民の司法参加を実現するこの制度は、平成21年5月までの間にスタートします。

身近で、ほろほろある
司法を目指します。



捜査

捜査機関（警察など）が証拠の収集などをします。

起訴

検察官が被疑者について裁判を求める手続です。

裁判の準備

充実した裁判を迅速に行うために、裁判官、検察官、弁護人が、前もって打ち合わせをし、審理計画を立てます。

裁判員を選ぶ

裁判員は6人、裁判官は3人です。ただし、裁判員4人、裁判官1人の場合もあります。



裁判を行う

法廷で証人の話を聞いた後、証拠を調べたりします。

評議

裁判員と裁判官で、有罪・無罪や刑の内容を決めます。

判決

裁判員が参加する仕事



1

2

これから始まる! 裁判員制度



Q1

裁判員制度とは、
どのようなものですか?

A

裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

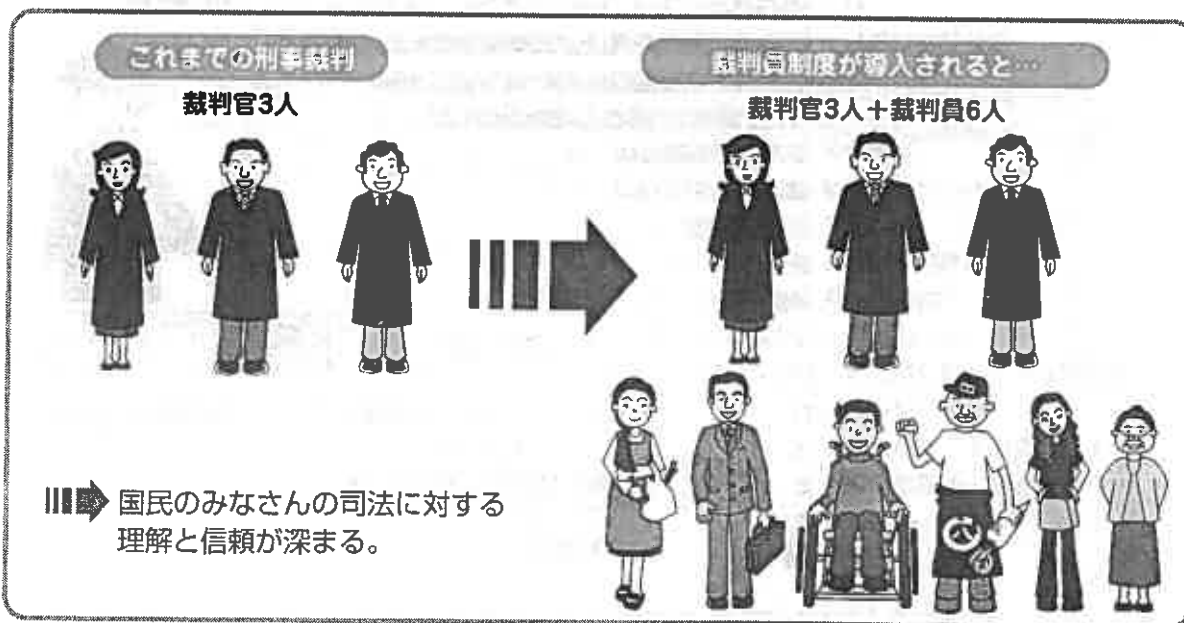
Q2

なぜ導入されるのですか?

A

国民のみなさんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人たちの感覚が、裁判の内容に反映されることとなります。その結果、国民のみなさんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなどでも行われています。



Q3

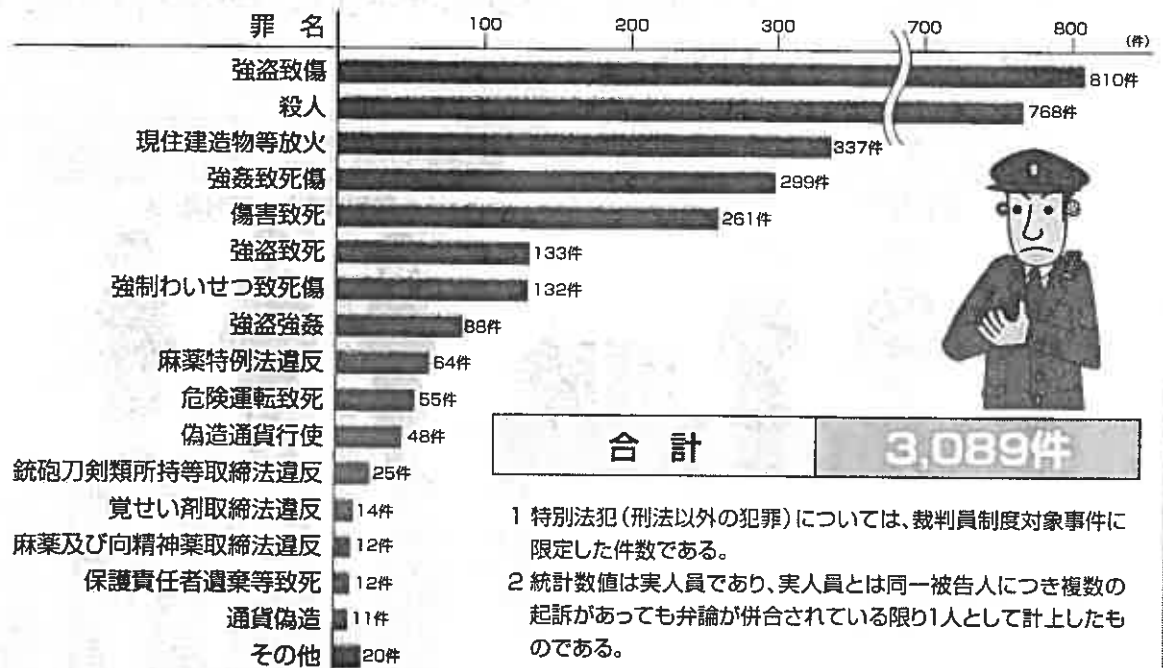
裁判員が参加するのは、
どのような事件ですか？

A

代表的な例をあげると、次のような場合があります。

- ① 人を殺した場合(殺人)
- ② 強盗が、人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合(強盗致死傷)
- ③ 人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死)
- ④ ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合(危険運転致死)
- ⑤ 人が住んでいる家に放火した場合(現住建造物等放火)
- ⑥ 身代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身代金目的誘拐)
- ⑦ 子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合(保護責任者遺棄致死)

■罪名別に見た対象事件数(平成15年)





Q4

裁判員はどのようにして選ばれるのですか？

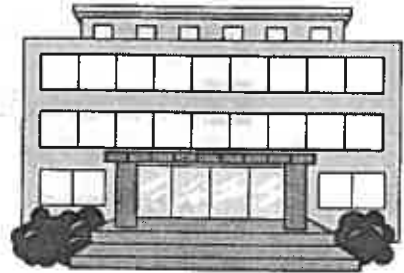
A

最初に、選挙人名簿をもとに裁判員候補者名簿を作成します。裁判員は、この候補者名簿の中から、1つの事件ごとに、裁判所における選任手続により選ばれます。

1

裁判員候補者名簿を作成します。

選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。名簿に載った人には連絡がいきます。



2

事件ごとにくじで、裁判員候補者が選ばれます。

事件ごとに、①の名簿の中からくじでその事件の裁判員候補者を選びます。選ばれた人には、裁判所に来てもらう日時等をお知らせします。

3

裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶための手続が行われます。

裁判長から、裁判員になれない理由(Q6参照)がないかどうか、辞退希望がある場合はその理由(Q7参照)などについて質問されます。裁判員になれない理由のある人や辞退が認められた人は候補者から除外されます。また、検察官や弁護士は、双方とも、法律で決められた人数の範囲内で候補者から除外されるべき人を指名することができ、指名された人は候補者から除外されます。

4

裁判員が選ばれます。

除外されなかった候補者から、裁判員が選ばれます。



Q5

裁判員に選ばれたら、
どのようなことをするのですか?

A

次のような仕事をするようになります。

1 公判に出席する

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の審理（公判といいます。）に出席します。公判は、できる限り連続して開かれます。

公判では、証拠として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人等に質問することもできます。

2 評議、評決をする

証拠をすべて調べたのち、事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定する（評決）ことになります。

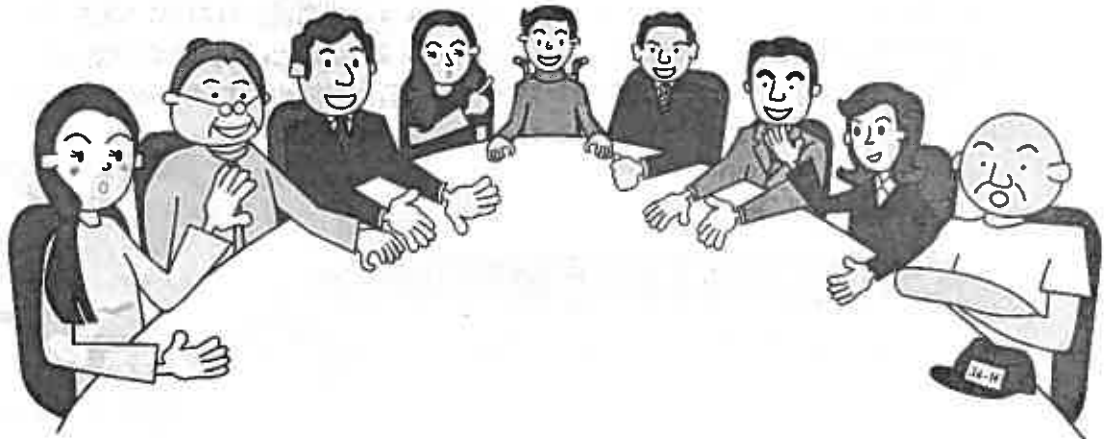
議論を尽くしても、全員一致の結論が得られない場合、評決は、多数決により行われます。ただし、その多数意見には、裁判官、裁判員のそれぞれ1人以上の賛成が必要とされています。

有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかについての裁判員の意見は、裁判官と同じ扱いになります。

3 判決宣告

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告をします。

裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。



Q6

裁判員になるために、
資格はいらないのですか？



A

衆議院議員の選挙権を有する人(20歳以上)であれば、原則として、誰でもなることができます。

ただし、次のような人は、裁判員になることができません。

1 欠格事由

- ① 国家公務員となることのできない人(成年被後見人など国家公務員法38条の規定に該当する人)
- ② 義務教育を終了していない人(義務教育を終了した人と同等以上の学識のある人は除きます。)
- ③ 禁錮以上の刑に処せられた人
- ④ 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人

2 就職禁止事由

- ① 国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
- ② 司法関係者(裁判官、検察官、弁護士等)
- ③ 大学の法律学の教授、助教授
- ④ 都道府県知事及び市町村長(特別区長も含む)
- ⑤ 自衛官
- ⑥ 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴されて裁判中の人
- ⑦ 逮捕又は勾留こわうされている人 など

3 事件に関連する不適格事由

- ① 審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人等
- ② 審理する事件について、証人又は鑑定人になった人、被告人の代理人、弁護士等、検察官又は司法警察職員として職務を行った人 など

4 その他の不適格事由

裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認めた人

Q7

裁判員になることを
辞退することはできますか?

A

広く国民のみなさんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できないことになっています。

ただし、次のような人は、申し出をして、裁判所からそのような事情があると認められれば辞退することができます。

- ① 70歳以上の人
- ② 地方公共団体の議会の議員(ただし会期中に限ります。)
- ③ 学生又は生徒
- ④ 過去5年以内に裁判員、検察審査員等を務めたことのある人
- ⑤ 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人
- ⑥ 一定のやむを得ない理由があって、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人
(やむを得ない理由とは、例えば)
● 重い病気・けが ● 同居の親族の介護・養育
● 事業に著しい損害が生じるおそれがあること ● 父母の葬式等

Q8

裁判員は法律のことを
知らなくても大丈夫ですか?

A

裁判員の仕事に必要な「法律に関する知識」や「刑事裁判の手続」については、裁判官によって丁寧に説明されることになっていますので心配ありません。また、裁判官と裁判員とが十分に話し合いながら評議を進めるので、裁判員となるみなさんが法律に関する専門的な知識を持っていることは必要ありません。さらに、検察官や弁護士も、分かりやすい裁判が行われるよう努力します。





Q9

裁判は時間がかかるのではないのですか？

A

実際の審理日数は、それぞれの事件の内容などにより異なりますので、一概には言えませんが、多くは数日間で終わるのではないかと見込まれています。

国民のみなさんの負担をできるだけ軽くするような運用に努めていきたいと思えます。

Q10

裁判員になったことで
トラブルに巻き込まれますか？

A

裁判員の名前や住所などは公にはされません。

評議の際にどの裁判員がどんな意見を述べたかは、明らかにされません。

裁判員のみなさんの安全を確保するために、裁判員やその親族に対し、威迫行為をした者を処罰する規定が設けられています。

なお、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいようなごく例外的な事件は、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判を行う場合があります。





これからはじまる！
裁判員制度

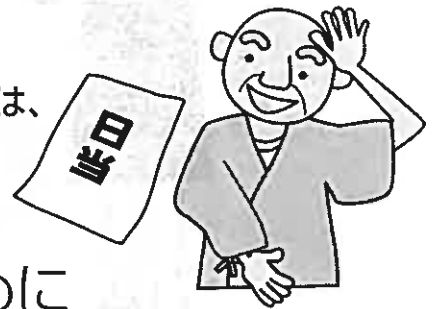
Q&A

Q11

裁判員には日当や
交通費は支払われるのですか？

A

支払われます。
具体的な金額については、
今後決まります。



Q12

裁判員となるために
仕事を休むことはできますか？

また、仕事を休んだことで会社から
解雇されるようなことはありませんか？

A

裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。

Q13

裁判員候補者として裁判所から呼ばれる
可能性はどのくらいなのですか？

A

平成15年の裁判員制度対象事件は3,089件でした。
日本全国の選挙権をもっている人の数が約1億223万人(平成15年衆議院議員選挙時)ですので、仮に1事件につき裁判員候補者として50人から100人が呼ばれるとすると、1年間で約330人から660人に1人が裁判員候補者として呼ばれることとなります。





● 問い合わせ先 ●

最高裁判所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2
TEL03-3264-8111
<http://www.courts.go.jp/>

法務省

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL03-3580-4111
<http://www.moj.go.jp/>

日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
TEL03-3580-9841
<http://www.nichibenren.or.jp/>



本誌は70%以上を再生紙で印刷しています。



この印刷は大豆インクを使用して印刷されています。